

特別支援教育

- 個別の指導計画を活用し、一人一人に分かりやすい授業をしましょう。
- 個別の教育支援計画を活用し、組織的・継続的な支援の充実を図りましょう。

1 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」作成と活用のポイント

「個別の指導計画」は、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、学校における教育課程や年間指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応するために活用する計画です。

(1) 「個別の指導計画」に記載する内容について

指導目標（例えば、各単元や題材における個別の目標）、指導内容（各単元や題材で取り扱う内容）、指導方法（内容の取扱い方等）、配慮事項（授業において成就感を味わい、自己肯定感を高める工夫等）を「個別の指導計画」に記載します。

記載する教育内容のまとまりについては、表1のように学びの場によって異なります。

例えば、「1 通常の学級」では、全部又は一部の領域・教科に関する「指導方法」と「配慮事項」を記載します。「指導目標」と「指導内容」については、年間指導計画等で示しているので、改めて示す必要はありません。

「2 通級による指導」や「4 特別支援学級（知的以外）」では、自立活動に関する「指導目標」「指導内容」は必ず記載します。それ以外は、通常の学級の場合と同じです。

「3 特別支援学級（知的）」や「5 特別支援学校（知的）」では、全部の領域・教科に関する「指導目標」「指導内容」「指導方法」「配慮事項」を記載します。

表1 「個の指導計画」記載内容

学びの場	指導目標	指導内容	指導方法	配慮事項
1 通常の学級	記載不要	記載不要	●	●
2 通級による指導	○	○	●	●
3 特別支援学級（知的）	●	●	●	●
4 特別支援学級（知的以外）	○	○	●	●
5 特別支援学校（知的）	●	●	●	●
6 特別支援学校（知的以外）	○	○	●	●

● 全部又は一部の領域・教科 ○ 自立活動のみ

(2) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成

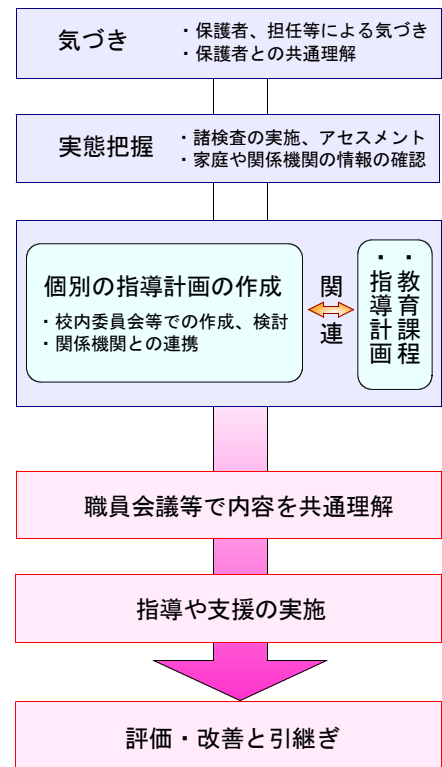
- ・ 作成に当たっては、実態把握を行い、具体的な指導・支援について検討しましょう。
- ・ 児童生徒が達成感を味わい自己肯定感を高められるよう配慮事項を明確にしましょう。
- ・ 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」については、校内委員会等を活用して定期的に見直し、更新していきましょう。
- ・ 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の書式や構成については、活用しやすい形に工夫しましょう。
- ・ 特別支援学校の専門アドバイザーによる助言や援助を受けて作成することもできます。

(3) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の活用

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒は、適切な配慮に基づいた環境であれば自分の持っている力を発揮することができます。関係する教員や学年、学校全体で「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を共有し、指導・支援に関する共通理解を図りましょう。
- ・ 学校全体で「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の共通理解を図ることによって、一貫した指導・支援を行うことができます。また、一年間の指導・支援の記録と評価を確実に引き継ぐことによって、指導・支援の継続性が実現し、より教育効果が上がります。
- ・ 転学・進級・進学時においては、「個別の教育支援計画」を進学先の学校等に引き継ぎましょう。在籍校や支援者が代わっても一貫した指導・支援を行うことができます。

(4) 関係機関との連携等

- ・ 教育だけでなく、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と情報を共有して「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成しましょう。関係機関と役割分担したり、協働したりして、指導・支援に当たることが大切です。
- ・ 校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等が校内の情報を共有し、校外から専門性の高い支援を適切に取り入れるようにしていくことで、指導・支援が充実します。



「個別の指導計画」作成と活用の例
(含、個別の教育支援計画)

<トピックス>

● 新小学校指導要領（平成29年3月文部科学省）より抜粋

障害のある児童など（※1）については、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努める（※2）とともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める（※2）ものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成（※3）し、効果的に活用する（※4）ものとする。

- ※1 「障害のある児童」とは、診断のあるなしにかかわらず、学習上、生活上の困難を抱えるすべての児童のことです。
- ※2 通常の学級に在籍している障害のある児童等については、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を必要に応じて、作成・活用することになります。
- ※3 「通級による指導を受ける児童」の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」は、通級担当の先生と学級担任の先生が協力して作成する必要があります。
- ※4 特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用が規定されました。